会津大学の教員等が作成したデータベース等の取扱いについて

(平成18年4月1日)

会津大学の学長、副学長、教授、助教授、講師、助手及び外国人教師等(以下「教員等」という。)が作成したデータベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の 取扱いについては、次に定めるところによる。

- 1 会津大学の教員等が作成したデータベース等の著作権の帰属等についての基準
 - (1) 大学に帰属する場合
 - ア 大学からデータベース等の作成を直接の目的として特別に措置された経費を受けて作成したデータベース等の著作権は、大学に帰属する。
 - イ データベース等の作成を直接の目的とする民間等との共同研究又は受託研究に より作成されたデータベース等の著作権は、大学と相手方との共有とすることが できる。
 - (2) 教員等に帰属する場合

前記(1)に定めるデータベース等以外のデータベース等の著作権は、当該データベース等を作成した教員等に帰属する。

2 前記1の(1)イの定めにより著作権を共有する場合は、作成されたデータベース等が同項に定めるデータベース等に該当するかどうかの認定並びに大学及び相手方の持ち分の決定については、会津大学職務発明審査委員会の意見に基づいて行うものとする。